

9月定例会

行田市空家等対策協議会条例など 15議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案16件が提出され、閉会中の継続審査とされた1議案を除く15議案をすべて原案のとおり可決・同意・認定いたしました。

主な議案の内容等は次のとおりです。

市長提出議案

例 マイナンバー制度 に伴う条例改正等

例 ○行田市空家等対策協議会条例（原案可決）

空家等対策に関する協議を行うため、平成27年5月26日に完全施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき協議会を設置することについて、新たに条例を制定しようとするものである。

質疑 特措法に基づき設置される協議会の委員に、なぜ市協議会議員は含まれないのか。

答 附属機関等の設置及び運営要綱の中で、協議会の委員に市協議会議員を選任する場合は、必要最小限の範囲とすることとしており、執行機関と議決機関との関係を考慮し、委員に含めていない。

質疑 条例第2条第2号に規定する「特定空家等」とは。

答 空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、国のガイドライン等を参考に判断するものである。

質疑 空家等対策計画の作成

時期と措置の実施時期。また、協議会の開催回数は。

答 空家等対策計画は、県内市町村で組織する連絡会議でモデル案の作成に着手しており、この方向性及び県内他市の動向も踏まえ早期に作成する。措置の実施は、同連絡会議で作成する判断基準を参考に本年度中に協議会に諮り判断したい。協議会の開催は、本年度3回を予定している。

○行田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（原案可決）

番号利用法の公布に伴い、所要の改正を行うものである。番号利用法が規定する個人番号制度は社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報が一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に資する社会基盤となるものである。なお、本年10月から個人番号が記載された通知カードが国民一人一人に送付され、平成

28年1月から個人番号カードの交付とともに行政機関等で個人番号の利用が開始される。

質疑 通知カードは全市民に確実に届くのか。また、届かない人への対応は。

答 平成27年10月5日現在の本市住民基本台帳の記載情報をもとに、地方公共団体情報システム機構において通知カードが作成され、簡易書留にて市内全世帯に直接郵送される。届かずに返送された場合は、各自自治体で調査、確認した上で交付することとなる。

質疑 市民への周知・徹底はどのように考えているのか。

答 市報に特集ページの掲載や、ホームページ等も活用し周知に努めてきた。また、窓口パンフレットやポスターを置き周知に取り組んでいる。

○行田市手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）

番号利用法が公布され、個人番号制度に関する規定の運用開始に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料をそれぞれ定めようとするものである。

質疑 マイナンバー制度の実施に伴う市の体制は。